

## 国土施策創発調査費取扱要領実施細則

平成 16 年 3 月 30 日 制定

平成 19 年 2 月 20 日 改正

国土施策創発調査費取扱要領（以下、「要領」という。）3. 及び 10. の規定に基づき、国土施策創発調査費取扱要領実施細則を以下のとおり定める。

### 1. 創発調査費配分対象調査等の選定方法

国土交通省は、各年度あたり原則として 1 回、各府省庁（国土交通省を含む。以下同じ。）及び地方公共団体（以下、「各府省等」という。）に対し、国土施策創発調査費（以下、「創発調査費」という。）の配分を受けようとする調査課題を募集する。

国土交通省は各府省等から応募された調査課題について、提出された調書の他、調書の提出後に実施するヒアリングの結果を総合的に勘案の上、2. に定める選定基準に照らし、緊急性、斬新性、現実性、モデル性等に特に着目して採択の可否を決定する。

### 2. 創発調査費配分対象調査等の選定基準

創発調査費配分対象調査等の選定基準は、以下のとおりとする。

- ①各府省庁（部局・機関）・地方公共団体のうち複数の主体が連携して行う調査等に重点的に配分する。
- ②調査等については当該各府省等において実施されることがもっとも適切であるものでなければならない。ただし、本来的に各府省等の予算に計上されるべきもの、又は、要求（要望）調査課題を対象としうる予算が既に各府省等の予算に計上されているものについては、採択の対象とならない。
- ③調査等実施府省等の実施する施策への反映が見込まれる調査等に重点的に配分する。

また、要領 3.（1）～（2）の調査区分に応じ、上記①～③に下記の選定基準を加える。

#### （1）地域活力創発等調査

地域活力創発等調査のうち、地方公共団体等から発案された地域施策の推進に資する調査（以下「地域施策創発調査」という。）の選定基準は次のとおり

- ①調査課題が地方公共団体から発案されたものであることを原則とする。その他、地方経済団体、NPO 等の民間団体による調査課題の発案がある場合には、地方公共団体が民間団体の発案を受け付け、地方公共団体の発案として応募するものとする。
- ②当該調査等をその地域で先駆的に行うことの意義及び実効性、地方公共団体

のみで行うことが困難であり国の経費により行う必要性（成果が調査対象地域にとどまらず、全国の他の地域にも応用可能と考えられる等）が明確な調査等に重点的に配分する。

- ③地方公共団体が創発調査費による調査委託を受ける調査等においては、地方公共団体において受け取る委託費の支出によるもの以外にも自身の負担による役割分担が説明されている調査等に重点的に配分する。
- ④調査等の目的・達成すべき内容が3. に掲げる国土計画等及び現在策定中である国土形成計画の趣旨に反する調査等については採択の対象としない。
- ⑤都市再生が調査等の主たる目的であって、「都市再生プロジェクト推進調査費」の配分対象とすることがより適切と考えられる調査等については採択の対象としない。
- ⑥地域再生本部が募集する「地域再生計画」の立案又は推進のみが目的と考えられる調査等については採択の対象としない。

地域活力創発等調査のうち、地域の活力向上等に関する新たな国家的な課題等への対応などについて関係府省等が連携して行う調査等（以下「特定課題調査」という）の選定基準は次のとおり

- ①政策評価の結果、社会経済情勢の変化、新たな国家戦略の立案等に応じて特に緊急に検討が必要な調査等を対象とするので、年度途中に生じた緊急性及びその原因が明確であるものに重点的に配分する。上記以外でも、創発調査費を配分するに十分な理由があれば、「特定課題調査」として採択する可能性はある。ただし、たとえ高い緊急性等が認められるものであっても、創発調査費の目的に鑑み、国土計画分野に関係の薄い調査等については対象としない。
- ②調査等の目的・達成すべき内容が3. に掲げる国土計画等及び現在策定中である国土形成計画の趣旨に反する調査等については採択の対象としない。

## (2) 広域地方計画課題調査

調査課題が広域地方計画協議会を組織する者から発案されたものであり、国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定等に資することが明確であることを要件とする。

## 3. 現行の国土計画等について

2. の「国土計画等」には、現時点で以下の計画等が該当する。

### 【全国計画】

- A. 第5次の全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」(H10.3)
- B. 同 戦略推進指針(H11.6)
- C. 第3次国土利用計画（全国計画）(H8.2)
- D. 国づくりの100年デザインの提案(H15.4)

#### 【広域ブロック計画】

- a. 首都圏整備計画 (H18. 9)
- b. 近畿圏整備計画 (H12. 3)
- c. 中部圏開発整備計画 (H12. 3)
- d. 第5次東北開発促進計画 (H11. 3)
- e. 第4次北陸地方開発促進計画 (H11. 3)
- f. 第4次中国地方開発促進計画 (H11. 3)
- g. 第5次四国地方開発促進計画 (H11. 3)
- h. 第5次九州地方開発促進計画 (H11. 3)

#### 4. 調査の期間の上限

要領4. において、必要に応じ調査等を次年度においても引き続き実施できるものとあるが、その上限は2カ年とする。また、当該記述は一連の関連する調査課題について2カ年にわたり創発調査費の配分を受けることができることを意味するものであり、創発調査費が次年度に繰り越し可能なこと（繰越明許費）を意味するものではない。

#### 5. 当初予算との関係、緊急性、必要性の整理

国土施策創発調査費は、（目）未定経費であり、当初予算で対応できなかった調査等で、当該年度に実施する必要があるものに対応するための経費である。したがって、創発調査費の配分要求にあたり、各府省等は、既存予算との関係、調査課題を当該年度に実施しなければならない緊急性、必要性については、十分整理するものとする。

#### 6. 要求金額等に関する留意事項

##### （1）調査等1件あたりの要求金額の範囲

調査等1件あたりの要求金額の範囲は、概ね50～100百万円とする。

##### （2）留保・節約

創発調査費の予算の留保・節約は、国土交通省において措置するので、配分を受けた府省においては留保を行う必要はない。

##### （3）積算単価

国土施策創発調査費の積算に必要な積算単価は国土交通省が配分要求募集時に指示する。国土交通省が指示する積算単価に該当がない場合においては、各府省等の責任において、正当な根拠に基づいた単価を使用するものとする。

#### 7. 要求府省における財務省等への説明等

要求された調査について、国土交通省による採択の対象となった場合には、国土施策創発調査費の要求を行った府省は、あらかじめ、自府省の会計担当部局に

説明を行うものとする。また、同じくあらかじめ各府省の財務省主計局担当係に説明を行うものとするが、その期日等については別途国土交通省から指示する。

さらに、国土交通省から財務省主計局の国土施策創発調査費担当係（主計局国土交通第三係）への国土施策創発調査実施計画の説明の際には、個別調査について要求府省等からも説明を行うものとする。その期日等は別途国土交通省から指示する。

#### 8. 事後評価等

調査等実施府省等は、調査実施後、事後評価等を実施し、その結果は国土交通省へ報告することとする。詳細は別途国土交通省から指示する。